

発議第 5 号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和3年3月17日

提出者

八雲町議会議員 横田 喜世志

賛成者

八雲町議会議員 佐藤 智子

八雲町議会議員 三澤 公雄

八雲町議会議員 千葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正人 様

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下で、改姓によって不利益が生じたり、人格権を侵害したりという事態が生じている。

最高裁判所は2015年に夫婦同姓規定を合憲とする判断を示すとともに、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねた。そして、2020年12月に政府がとりまとめた「第5次男女共同参画基本計画」においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされた。

しかし、内閣府「家族の法制に関する世論調査（2017年）」では、選択的夫婦別姓制度の導入するための法改正に賛成42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認める法改正に賛成24.4%となり、法改正は必要ないとの回答29.3%を上回っている。また、国際的にも、国連女性差別撤廃委員会からの是正勧告がされているように、日本のように夫婦同氏を強制している国はない。

夫婦同氏制度によって、仕事上の不利益、アイデンティティの喪失など、不便さや苦痛を感じている人がいる以上、その解決は国及び国会の責務である。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月17日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣